

消 防 危 第 133 号

平成 29 年 6 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

(公 印 省 略)

内面の腐食を防止するためのコーティングを施工した地下貯蔵タンクの
開放点検等に係る連絡について (依頼)

日頃より、危険物施設における保安確保に御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、地盤面下に直接埋設された既設の地下貯蔵タンクのうち、「腐食のおそれが特に高いもの」等に区分されるものについて、内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずることを規定した消防法令の改正から、6年が経過したところです。

内面の腐食を防止するためのコーティング（以下「コーティング」という。）については、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」（平成 22 年 7 月 8 日付け消防危第 144 号。以下「144 号通知」という。）別添 1 に基づき運用をお願いしているところですが、当該別添 1 第 2、コーティングの維持管理に関する事項において、コーティングを施工した日から 10 年を越えないまでの間に地下貯蔵タンクを開放し、点検を行うことが望ましいこととされています。

消防庁では、コーティングを施工した地下貯蔵タンク（以下「施工タンク」という。）の経年劣化等の詳細な実態を把握する必要性が生じていることや、平成 28 年 10 月に開催された第 65 回全国消防長会危険物委員会において、施工タンクの適切な開放点検周期について審議されたこと等を踏まえ、施工タンクの開放点検等の情報収集を行い、職員による実地調査を行うこととしました。

つきましては、下記のとおり、施工後、長期間経過した施工タンクの開放点検の実施や撤去の情報を把握した際は、その都度、消防庁危険物保安室まで御連絡いただき、迅速かつ円滑な情報収集に御協力くださいますようお願いいたしますとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨の周知をお願いします。

記

1 連絡対象事項

平成 24 年 3 月 31 日以前にコーティング（FRPライニングを含む。）を施工した
地下貯蔵タンクの開放点検及び撤去工事

2 連絡内容

別紙の内容のとおり。

3 連絡方法

別紙をファクシミリにて消防庁危険物保安室あてに送信してください。

4 その他

実態把握により十分なデータを蓄積する必要があるため、本件については当分の間
行うこととします。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室 危険物施設係
池町係長、大津事務官

TEL03-5253-7524／FAX03-5253-7534

あて先 消防庁危険物保安室 危険物施設係
 電 話 03 (5253) 7524
 F A X 03 (5253) 7534

別 紙

内面の腐食を防止するためのコーティングを施工
 した地下貯蔵タンクの開放点検等に係る連絡用紙

連 絡 日 : _____
 消 防 本 部 名 : _____
 担 当 者 名 : _____
 連 絡 先 : _____

所 在 地		
事 業 所 名		
施 設 区 分	製造所・一般取扱所・地下タンク貯蔵所・給油取扱所	
地 下 貯 蔵 タ ン ク	貯 蔵 危 険 物	ガソリン・灯油・軽油・重油・その他 ()
	埋 設 年 月 日	年 月 日
	塗 覆 装 の 種 類	アスファルト・モルタル・エポキシ樹脂 タールエポキシ樹脂・強化プラスチック
	材 質 及 び 板 厚	材質 板厚 mm
	寸 法	全長 mm ・ 内径 mm
	容 量	kl
	中 仕 切 り の 有 無	有 ・ 無
	コ ー テ ィ ン グ 施 工 年 月 日	年 月 日
	コ ー テ ィ ン グ 施 工 方 法	ハンドレイアップ法・紫外線硬化樹脂貼付法・ その他 ()
コ ー テ ィ ン グ 根 拠 指 針	48号通知・144号通知・ その他 ()	
開 放 点 検 又 は タ ン ク 撤 去 予 定 年 月 日	年 月 日	

- 注1 本用紙は、タンク1基ごとに1枚としてください。
- 注2 「施設区分」、「貯蔵危険物」、「塗覆装の種類」、「中仕切りの有無」、「コーティング施工方法」及び「コーティング根拠指針」の欄は、該当するものに○を付けてください（仕切りのあるタンクの場合は、複数選択可）。
- 注3 「コーティング根拠指針」の欄中、48号通知とは、廃止された「鋼製地下タンクの
内面保護に係るFRPライニング施工に関する指針について」（平成19年2月27日
付け消防危第48号）のことをいう。